

令和4年3月定例教育委員会会議録

開 会 日 時	令和4年3月29日（火曜日）午後2時30分
閉 会 日 時	令和4年3月29日（火曜日）午後3時40分
場 所	渋川市役所第二庁舎201会議室
出 席 者	<p>教 育 長 中 沢 守 教育長職務代理者 狩野 美喜子 教 育 委 員 今 井 悦子 教 育 委 員 鳥 山 サカ江 教 育 委 員 岩 崎 恵子</p>
説 明 の た め 出 席 し た 者	<p>教 育 部 長 島 田 志野 教育総務課長 照 井 清豊 学校教育課長 長 屋 竜太 学校給食課長 登 坂 智治 生涯学習課長 橋 爪 豊 文化財保護課長 太 田 国男 図 書 館 長 中 澤 晃 中央公民館長 須 田 佳匡 伊香保公民館長 山 田 健司 小野上公民館長 中 島 政普 子持公民館長 飯 塚 芳男 赤城公民館長 石 井 博 北橋公民館長 石 田 一之 美 術 館 長 須 田 茂之 こ ども 課 長 藤 井 成行</p>
会 議 に 付 し た 議 件	<p>1 会議録署名委員の指名 2 前回会議録の承認について 3 教育長報告 4 会議に付議すべき事件</p> <p>議案第6号 渋川市文化財調査委員の委嘱について</p> <p>議案第7号 令和4年度渋川市教育行政方針について</p> <p>議案第8号 渋川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について</p>

	<p>議案第 9 号 渋川市教育委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第 10 号 渋川市 LD・ADHD 等のための通級指導教室の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第 11 号 渋川市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p>報告第 1 号 渋川市教育委員会職員の人事について</p> <p>議案第 12 号 教育財産の用途廃止に係る協議について</p> <p>議案第 13 号 渋川市渋川西部公民館長の任命について</p> <p>議案第 14 号 渋川市渋川公民館長の任命について</p> <p>議案第 15 号 渋川市金島公民館長の任命について</p> <p>議案第 16 号 渋川市古巻公民館長の任命について</p> <p>議案第 17 号 渋川市豊秋公民館長の任命について</p> <p>議案第 18 号 渋川市徳富蘆花記念文学館長の任命について</p> <p>議案第 19 号 渋川市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則について</p> <p>閉 会 午後 3 時 4 0 分</p>
教育長	<p>日程第 1 開会宣言</p> <p>ただいまから 3 月定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は 5 人で、会議は成立しました。</p> <p>本日の会議は、会議日程により進めます。</p>

教育長

日程第2 会議録署名委員の指名について

会議録署名委員に狩野教育長職務代理者を指名します。

教育長

日程第3 前回会議録の承認について

前回会議録の承認についてを議題といたします。記載のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって、前回会議録は承認されました。

教育長及び各所属長

日程第4 教育長報告

※ 次の事項について内容を説明した。

2月21日 美術館運営協議会(第2回)
(第二庁舎201会議室)

3月1日 上毛民俗学の父 今井善一郎顕彰展開催セレモニー(本庁舎市民ホール)

3月3日 教育都市渋川を創るための調査研究会(第二庁舎203会議室)

3月4日 政策戦略会議(幼稚園のこども園化について)(本庁舎庁議室)

3月11日 中学校卒業式(渋川北中学校)

3月21日 渋川地区在宅医療介護連携推進事業「住民向け映画上映会」
(吉岡町文化センター)

教育長

日程第5 会議に付議すべき事件

議事に入ります。

議案第6号 渋川市文化財調査委員の委嘱についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

文化財保護課長

※ 議案第6号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第6号の採決を行います。おはかりします、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 令和4年度渋川市教育行政方針についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

教育総務課長

※ 議案第7号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

狩野委員

令和4年度渋川市教育行政方針について、とても良くまとめていただきました。令和3年度の点検評価を受け、令和4年度の重点施策をわかりやすく記載していただきました。また、今回は新旧対照表も用意していただき、変更箇所が大変わかりやすかったです。

幼稚園教育の充実について、もう少し具体的に記載していただき、こども課との連携に力を入れていただきたいと思います。例えば、子育て応援なびとリンク

させたりすることは可能ですか。

こども課長

ホームページ上でリンクさせることは可能だと思います。発信状況等確認させていただきます。

鳥山委員

群馬県青少年赤十字実践推進校として津久田小学校が選ばれた理由は何ですか。

学校教育課長

津久田小学校が選ばれた理由は、ヒメギフチョウの活動や花を育てる活動が評価されたことにより選出されました。

教育長

ヒメギフチョウの保存活動が総合的に評価された結果だと思います。また、全国的に珍しいアサギマダラが飛来したこと、これは、フジバカマを植えたことでアサギマダラが飛んできたわけですが、この実績も高く評価されたと思います。

今井委員

5 多様な教育ニーズ等に対応する教育活動の充実の（４）について、今回、ふるさと学習が一番最初の項目としてあげられていますが、これは、ふるさと学習に力を入れていくためにあえて上位にしたということでしょうか。

学校教育課長

令和４年度からの重点施策にふるさと学習、平和学習及び英語学習の３つの教育に力を入れるため上位にさせていただきました。

教育長

令和５年度に向けて、狩野委員の御意見も取り入れながら、更なる教育の充実を目指して令和４年度事業実施していきたいと考えます。

ほかに質疑はございませんか。ご質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第７号の採決を行います。おはかりします、原

案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

教育長

議案第8号 渋川市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

教育総務課長

※ 議案第8号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第8号の採決を行います。おはかりします、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 渋川市教育委員会事務局公文書管理規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

教育総務課長

※議案第9号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

岩崎委員

学校給食について、教育総務課に統合されてもこれ

まで通り、地産地消の推進を図り、より良い学校給食を作ってほしいと思います。

学校給食課長

学校給食課は統合されますが、令和4年度には伊香保地区についても自校式から共同調理場になりますので、より一層充実させていきたいと考えます。

教育長

ほかに質疑はございませんか。ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第9号の採決を行います。おはかりします、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 渋川市LD・ADHD等のための通級指導教室の設置及び運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

学校教育課長

※ 議案第10号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

今井委員

市内中学校が2地区に分かれる訳ですが、制度内容や使用頻度はどのようになりますか。

学校教育課長

現在、渋川中学校に設置されており、今後は北橋中学校にも設置されることとなります。週1回通級して行く子どもの状況に応じた指導を行っていきます。

岩崎委員

新しく教室ができるということは、共生社会において大変ありがたいことです。一般の保護者に対して通級教室とはどのようなことをしている教室なのか、周知をしているのであればどのようにしていたのか、していなかったのであれば今後どのように取組をしていく予定ですか。

学校教育課長

現在は、就学時健診の際、周知しておりました。そのほかには市のホームページ、各学校でも年度当初に周知しております。今後ももっとわかりやすく周知していきたいと考えます。

教育長

特別支援教育については、用語がどんどん変化しています。教員の中でも研修をしていく必要があると感じています。該当する児童生徒の保護者に対しては、用語から理解しやすくチラシ等で情報を発信していく必要があると考えます。

狩野委員

判定を受けその教室に通うこととなった場合の保護者へのケアも行ってほしいと思います。

学校教育課長

発達支援センターからの連携もありますが、子どもだけでなく保護者に対しても丁寧な対応をしていきたいと考えます。

教育長

ほかに質疑はございませんか。ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第10号の採決を行います。おはかりします、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 渋川市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

文化財保護課長

※ 議案第11号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第11号の採決を行います。おはかりします、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。

(日程追加)

教育長

会議日程が追加されました。

報告第1号 渋川市教育委員会職員の人事についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

教育総務課長

※ 報告第1号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告第1号を終わります。

議案第12号 教育財産の用途廃止に係る協議についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

中央公民館長

※ 議案第12号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第12号の採決を行います。おはかりします、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 渋川市渋川西部公民館長の任命についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

中央公民館長

※ 議案第13号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第13号の採決を行います。おはかりします、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 渋川市渋川公民館長の任命についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

中央公民館長

※ 議案第14号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第14号の採決を行います。おはかりします、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 渋川市金島公民館長の任命についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

中央公民館長

※ 議案第15号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第15号の採決を行います。おはかりします、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 渋川市古巻公民館長の任命についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

中央公民館長

※ 議案第16号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第16号の採決を行います。おはかりします、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 渋川市豊秋公民館長の任命についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

中央公民館長

※ 議案第17号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第17号の採決を行います。おはかりします、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 渋川市徳富蘆花記念文学館長の任命についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

伊香保公民館長

※ 議案第18号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第18号の採決を行います。おはかりします、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 渋川市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。提案理由及び説明を求めます。

教育総務課長

※ 議案第19号の内容を説明する。

教育長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

教育長

議案第19号の採決を行います。おはかりします、
原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案の
とおり可決されました。

日程第6 閉会宣言

以上で、本日予定していた議案の審議はすべて終了
しました。

午後3時40分